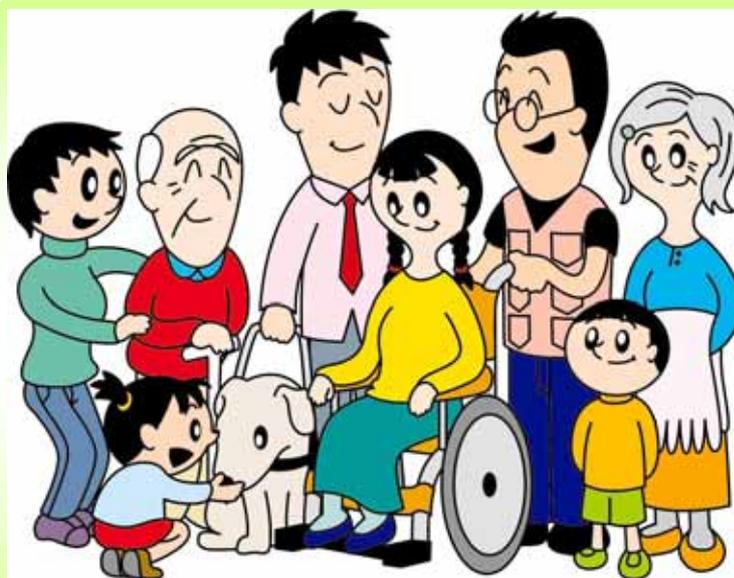


自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち

さぬき市を目指して

「さぬき市男女共同参画推進条例」

【概要版】



さぬき市

どうして条例が必要な？

さぬき市は、誰もが自分らしくいきいきと生きることが出来るまちを目指して、平成16年に「男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな取組みを行ってきました。しかし、さぬき市において、未だ性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、半数以上の方が不平等感をもつなど、解決していかなければならない課題があることから、「さぬき市男女共同参画推進条例」を制定しました。(平成21年6月24日公布・施行)



8つの基本的な考え方

基本理念(第3条)

1 男女の人権の尊重

性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人の個性と能力を発揮する機会が確保されること。



5 家庭・地域・職場・学校等での個人の尊厳、男女平等教育の実践

個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。

2 社会の制度・慣行についての配慮

社会制度や慣行により、男女の社会活動を制限されることなく、多様な生き方が選択できること。



6 ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントの根絶

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の根絶を目指すこと。

3 政策や方針の立案・決定への共同参画

性別にかかわらず、家庭、地域、職場、学校などで施策や方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。



7 生涯にわたる健康と権利

男女が互いの身体的特徴や性を理解し、尊重することにより、健康な生活を送ることができるようにすること。

4 家庭生活と職業生活その他の社会活動の両立

男女がお互いの協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立できるようにすること。

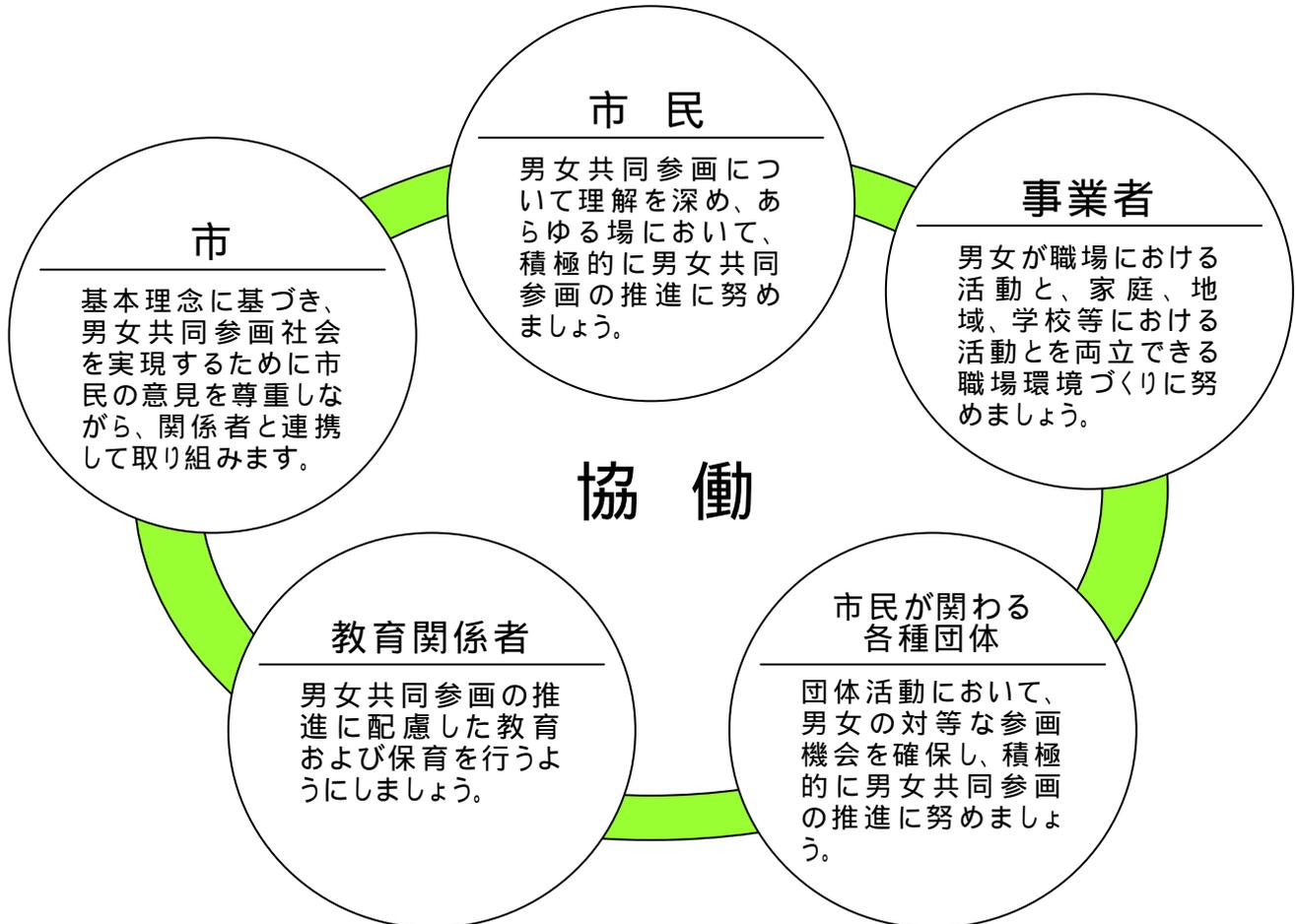
8 国際的動向への配慮

国際社会の動向に配慮し、男女共同参画を推進すること。



みんなで取り組むために・・・

市・市民・事業者・教育関係者・市民が関わる各種団体の責務(第4条～第8条)



みんなで守ろう！



男女共同参画を阻害する行為の制限

- ・性別による権利侵害の禁止(第9条)
- ・公衆に表示する情報に関する配慮(第10条)

性別による差別的取扱い

ドメスティック・バイオレンス

セクシュアル・ハラスメント

性別による固定的な役割分担、暴力的行為や性的いやがらせを助長・連想させる表現・過度の性的な表現をしないように配慮しましょう。

男女共同参画の推進を図るために市が取り組む施策

男女共同参画の推進に関する施策(第11条～第19条)

【基本計画】

総合的・計画的に施策を推進するための計画を策定します。

【積極的格差是正措置】

市の施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう努めます。

【調査研究】

施策の策定・実施に必要な調査や研究を行います。

【家庭生活とその他の活動の両立支援】

家庭生活とその他の社会のあらゆる場における活動を両立することができるよう、必要な支援を行います。

【学習及び教育における支援等】

男女共同参画に関する理解と関心を深めるために、市民の学習を支援するとともに、教育の充実を図ります。

【情報提供及び普及啓発】

意識を啓発するために、情報提供や広報活動などを行います。

【推進体制の整備】

男女共同参画を総合的に推進するための推進体制を整備します。

【苦情及び相談への対応】

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情に対して、適切な処置を講じます。また、性別による差別的取扱い等に関し、市民からの相談があったときは、関係機関と連携をとりながら適切に対応します。

《条例についてのお問い合わせ先》

さぬき市総務部政策課 087 - 894 - 1112

FAX 087 - 894 - 4440